

【募集時】勤務条件明示書

| | | |
|----------|---|-----------------|
| 所属名 | 千葉県消費者センター | |
| 任用根拠 | 地方公務員法第22条の2第1項第1号 | |
| 任期 | 令和7年4月1日～令和8年3月31日 | |
| 勤務場所 | (採用直後) 千葉県消費者センター 船橋市高瀬町66-18 | (変更の範囲) 変更なし |
| 業務内容 | (採用直後) 消費生活相談・苦情に関する業務 (消費生活相談員) | (変更の範囲) 変更なし |
| 勤務時間 | ①9時～17時 ②9時～17時5分 | |
| 時間外勤務の有無 | 業務上必要とする場合は所属長が時間外勤務を命ずる場合あり | |
| 休憩時間 | ①②とも勤務時間のうち45分 | |
| 週休日・休日 | <p>勤務日 ①月曜日から土曜日のうち4日間 ②月曜日から土曜日のうち3日間</p> <p>週休日 ①原則週3日とする。 ②原則週4日とする。 ①②とも毎月の勤務表による。</p> <p>※毎月第3週の金曜日は所内の全体会議日のため、原則勤務日とする。</p> <p>休日 「国民の祝日に関する法律」に定める休日、年末年始(12月29日～1月3日)</p> | |
| 報酬等 | <p>1 報酬 月額 ①224,600円 ②170,400円</p> <p>※上記は令和6年度の額。7年度は変更の可能性があります。</p> <p>※報酬額は、年度途中で増額又は減額の改定を行う場合があります。</p> <p>2 通勤手当に相当する報酬 ④・無</p> <p>3 期末・勤勉手当 ④・無</p> <p style="text-align: center;"><u>期末手当の額</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>期末手当基礎額 (①224,600円・②170,400円) に支給率 (6ヶ月期・12ヶ月期ともに122.5/100) 及び在職期間別支給割合 (30/100～100/100) を乗じて得た額</p> </div> <p style="text-align: center;"><u>勤勉手当の額</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>勤勉手当基礎額 (①224,600円・②170,400円) に支給率 (6ヶ月期・12ヶ月期ともに102.5/100) 及び在職期間別支給割合 (5/100～100/100) を乗じて得た額</p> </div> <p>※上記は令和6年度の額及び支給率。7年度は変更の可能性があります。</p> <p>※期末・勤勉手当基礎額及び支給率は、年度途中で増額又は減額の改定を行う場合があります。</p> <p>4 退職手当なし</p> <p>5 昇給なし</p> <p>6 時間外勤務に対して支払われる報酬の割増率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1日当たり7時間45分、1週間当たり合計38時間45分に達するまでの間の勤務に対しては0% (午後10時から翌日の午前5時までは25%) ・上記以外の勤務に対しては25～35% (午後10時から翌日の午前5時までは50～60%) <p>7 休日勤務に対して支払われる報酬の割増率</p> <p>35% (午後10時から翌日の午前5時までは60%)</p> <p>8 夜間勤務に対して支払われる報酬の割増率 25%</p> | |

| | |
|-------|--|
| 社会保険 | 厚生年金保険、健康保険(地方職員共済組合)、雇用保険に加入 |
| 災害補償 | 「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」に基づく補償 |
| 条件付採用 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公務員法第22条の2第7項の規定により、採用の日から1月間は条件付採用期間となります。 ・ また、職員の任用に関する規則第15条の2の規定により読み替える同第15条の規定により、採用後1月間に実際に勤務した日が15日間に達しない場合は、日数が15日に達するまで条件付採用期間が延長されることとなります。 ・ その他、同条の規定により、服務及び勤務状況等を勘案した上で、任命権者が特に必要があると判断した場合は、条件付採用期間を任用期間の末日まで延長することがあります。 |
| その他 | <p>地方公務員法に基づき服務規律が適用されます。 『服務規律の一例』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信用失墜行為の禁止(第33条) ・秘密を守る義務(第34条) ・職務に専念する義務(第35条) <p>受動喫煙対策 敷地内禁煙</p> |